

告 示

埼玉県監査委員告示第十一号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十七年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年七月二十六日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 鈴 木 聖 二

埼玉県監査委員 諸 井 真 英

平成27年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：債権管理の財務に関する事務の執行について			
監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
処分停止の判断誤りについて【報告書48ページ】	<p>【指摘1】処分停止の判断誤りについて 処分停止が3年間継続した時は、消滅時効が到来する前であっても徴収権は消滅する。入所児童保護者負担金の消滅時効は5年であるから、それよりも処分停止の3年間は期間が短い。よって、処分停止の判定はとても重要な判定となる。 しかし、現地調査において処分停止の判断誤りの事例が確認された。処分停止の判定は、債権消滅に関係する重要な判定と自覚し、適用誤りがないよう慎重に実施するべきである。</p>	<p>処分停止の判断誤りについては、改めて現況調査を行い、収入状況等が処分停止の条件を満たしていないことを確認し、平成27年12月21日までに処分停止の取消しを行った。 滞納処分停止は、債権消滅に関わる重要な判定となるため、処分停止基準の適用に当たっては、妥当性について慎重に検討するとともに、複数の目で十分に確認することを平成28年3月28日に各児童相談所へ通知し、徹底を図った。</p>	こども安全課
滞納整理票作成の徹底について【報告書50ページ】	<p>【指摘2】滞納整理票作成の徹底について 児童保護費用認定・徴収事務取扱要領では、督促状の納入期限を超過してもなお納入しない滞納者については債権管理簿により滞納者を把握し、それぞれの滞納者ごとに「滞納整理票1・2」（様式第16号、17号）を作成する旨が定められている。 しかし、平成26年度以降、滞納整理票の記入・作成が行われていなかった。また、平成25年度に滞納が始まった債務者についても、「滞納整理票1・2」が作成されていなかった。 児童保護費用認定・徴収事務取扱要領に記載のとおり、督促状の納入期限を超過してもなお納入しない滞納者については債権管理簿により滞納者を把握し、継続的な滞納整理を確保するために、それぞれの滞納者ごとに「滞納整理票1・2」（様式第16号、17号）の作成を徹底するべきである。</p>	<p>滞納整理票については、平成26年度以降の納入催告書の発送、現況調査や預金調査の実施状況等を平成28年1月末までに債務者84人分すべて記入・作成した。また、滞納整理票に現況調査結果などの関連資料を綴じ込み整理することとした。 滞納整理票は、適正な債権管理を行う上で必要不可欠なものであるため、児童保護費用認定・徴収事務取扱要領に基づき、必ず起票することを平成28年3月28日に各児童相談所へ通知し、徹底を図った。</p>	こども安全課
階層区分の認定誤りについて【報告書53ページ】	<p>【指摘3】階層区分の認定誤りについて 階層区分の認定を誤るということは保護者が負担する費用徴収基準月額を誤るということであり、保護者に請求する金額が過大または過少になり、場合によっては本来保護者が負担すべき金額があるのに1円も負担しないケースも発生してしまう。また、保護者間の公平性の観点からも問題である。 よって、階層区分の認定は慎重に行うとともに、誤りが生じることのないよう、組織として適切に認定事務を執行するべきである。</p>	<p>階層区分の認定誤りについては、平成27年12月14日までに見直しを行い再認定し、保護者が負担すべき金額（調定額）の増減変更等を行った。 債権発生基礎となる階層認定事務に当たっては、算定基礎となる賦課税額の算出及びこれに続く階層区分の適用を的確に行うとともに、複数の者が必ず確認し、適正な請求を行うことを平成28年3月28日に各児童相談所へ通知し、徹底を図った。</p>	こども安全課
生活保護法第78条の2に基づく生活保護費からの徴収について【報告書72ページ】	<p>【指摘4】生活保護法第78条の2に基づく生活保護費からの徴収について 生活保護費の不正受給分の徴収については、本来は得ることのできない生活保護費を不正に得た金額について返還するに過ぎないものであるため、その債権は性質上、公共性が非常に高いものであるといえる。他の事例発生への抑止効果を期待することも含め、最低限の生活に支障をきたすことが無いことを前提に保護費から徴収金の徴収を進めるべきである。</p>	<p>平成28年3月に「生活保護債権管理マニュアル」を改定し、生活保護法第78条の2に基づく徴収の取扱いを追加した。 同月に開催した生活保護債権管理担当者打合せ会議において、当該マニュアルの内容を説明するとともに、可能なものについては生活保護法第78条の2に基づく徴収を行うよう各県福祉事務所に周知徹底した。</p>	社会福祉課

平成27年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
訴訟で確定した損害金に関しての適切な管理・回収について 【報告書140ページ】	<p>【指摘6】訴訟で確定した損害金に関しての適切な管理・回収について 損害金は、埼玉県住宅供給公社では回収を行うことができないため、県は自ら管理し回収を行う必要がある。県は、損害金確定時に確実に調定を行い、県の債権として認識・計上し、損害金回収に努めるべきである。</p> <p>また、損害金の管理にあたっては、埼玉県住宅総合管理システムは損害金が管理できるように設計されていないため、同システムに頼ることなく独自の管理をしなければならない。件数、回収状況から判断し、紙の債権管理簿での管理が困難な場合には、早急にシステムを構築するなどの対策を講じるべきである。</p>	平成28年4月から、額が確定した損害金について、財務会計システムで事前調定し債権管理を行うよう改めた。	住宅課
個別事情による患者対応の意思決定について 【報告書167ページ】	<p>【指摘7】個別事情による患者対応の意思決定について 患者の状況を踏まえた個々の対応が必要な場合であっても、請求を保留したまま回収されない恐れや、医療費を負担している患者との公平性の観点から留意すべき点がある。つまり、発生した債権である未収金の請求を保留する場合には、病院の決裁書等の意思決定を明らかにする文書が必要であるが、調査当時は整備されていなかった。</p> <p>現在は、病院長等が出席した会議の記録など、経緯が分かる文書を未収金整理票に添付しているとの説明を受けた。しかし、意思決定の責任者を明確にするために、決裁文書を残すべきである。</p>	平成28年4月から、個別的な対応を必要とする患者について、その未収金の請求を一時保留する旨を病院として意思決定し、決裁文書を残す運用に改めた。	経営管理課 (循環器・呼吸器病センター)
入院時の誓約書の会計担当による保管について 【報告書175ページ】	<p>【指摘8】入院時の誓約書の会計担当による保管について 誓約書に記載する項目の中には保証人の署名欄もあり、この情報は未収金が発生した場合には重要な情報となる。よって、病院側はそのことを認識し、医事担当のみが保管・管理するのではなく、会計担当もその写しを保管・管理し、未収金回収に活用するべきである。</p>	毎月末に未収金の整理を行い督促状の送付等を行っているところであるが、平成28年1月より入院費の未納による督促対象者については、その時点で医事担当から誓約書の写しを入手し、完納されるまで会計担当で保管・管理するように改めた。	経営管理課 (がんセンター)
初動対応の重要性について 【報告書190ページ】	<p>【指摘9】初動対応の重要性について（高等学校等奨学金貸付金） 納期限内に返還されなければ、すぐに電話催促をするべきである。その対応が無ければ、債務者は返還しなくても大丈夫と認識し、それ以降も返還しなくなる可能性がある。債権回収には、まず初動対応が重要であると考え。</p>	新たな債権を調定した場合は、最初の納期限から督促状発行までの間に集中的に電話による督促を実施することを、平成28年2月29日に教育総務部内で決定し課内職員に徹底した。また、併せて電話による督促の状況を定期的にグループリーダーが確認し、次回の督促方法について課内職員に指示することとした。	財務課

平成27年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
督促記録作成の徹底について【報告書190ページ】	<p>【指摘10】督促記録作成の徹底について（高等学校等奨学金貸付金） 初めて滞納が発生した場合には、督促は必ず行っていると説明を受けた。しかし、いつ、誰が、どのような督促を行ったのが督促記録に記載されないケースや、前回の督促から次の督促まで長期間の空白があり、その間に督促をしたか否かが不明なケースがあった。 組織的かつ効率的に督促を行うためには、督促の記録をしっかりと残す必要がある。</p>	<p>督促は2人1組で実施していることから、職員同士で督促記録を確認し合うことを、平成28年2月29日に教育総務部内で決定し課内職員に徹底した。また、併せて督促記録簿については定期的にグループリーダーが確認することとした。</p>	財務課
返還猶予期間が長期にわたる場合の手続について【報告書193ページ】	<p>【指摘11】返還猶予期間が長期にわたる場合の手続について 奨学金受給者本人が大学等に在学中のため、返還猶予期間が長期にわたる場合、当初の申請書に受理日の押印がなかった。さらに、毎年度初めに提出される在学証明書に対しても、受理日の押印がなかった。このことは、確認した同様のケースでは、全て同じ状況であった。 このような状況では、返還猶予に関する手続が適切に実施されたとは言いがたい。事務処理の基本手続を徹底するべきである。</p>	<p>返還猶予状況一覧表を作成し定期的にグループリーダーが確認することを、平成28年2月29日に教育総務部内で決定し課内職員に徹底した。また、併せて文書管理規程などの関係規程の内容を改めて課内職員に周知した。</p>	財務課
延滞利息の非徴収に関する明文化及び意思決定について【報告書213ページ】	<p>【指摘12】延滞利息の非徴収に関する明文化及び意思決定について 返還が遅れた場合には、「正当な理由」がある場合を除き、延滞利息を請求するのが原則である。従来は、この「正当な理由」について明文化されておらず、また、延滞利息を徴収しないと意思決定した手続の過程や決裁等が記録として残されていないため、延滞利息を徴収しないこととした判断が適切であったか検証できなかった。 今後においては、「正当な理由」を具体的に明らかにした上で、延滞利息を徴収しないと意思決定する場合には、その手続の過程や決裁等を記録として残す必要があると考える。</p>	<p>延滞利息を徴収しない「正当な理由」とその手続き等を明確にするため、以下の要綱等を改定した。この要綱等は、平成28年4月1日から適用した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「埼玉県地域改善対策高等学校等奨学金資金の返還等の債務免除に関する審査要綱」を改定した。 <ul style="list-style-type: none"> 第5条「旧条例第10条規定にある延滞利息の取扱いについては、別に定める。」 「埼玉県地域改善対策高等学校等奨学金資金の延滞利息の取り扱いについて」を制定した。 <ul style="list-style-type: none"> 旧貸与条例第10条中の「正当な理由」及び延滞利息の算出方法について定めた。 「埼玉県地域改善対策高等学校等奨学金資金の延滞利息の取扱いに係る事務について」を制定した。 	人権教育課

平成27年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
原因者に対する一括納付又は分納額増額の働きかけについて 【報告書258ページ】	<p>【指摘13】原因者に対する一括納付又は分納額増額の働きかけについて</p> <p>本債権は、毎月10万円が1回の滞納もなく継続納付が行われており、一見すると順調に回収が進んでいるように見える。しかし、分納を認めた当時は、経営状況が悪化しており、一括納付が困難であった可能性が高いが、決算書を見る限り原因者の経営状況は改善している様子が窺える。また、原因者負担金は、一括納付が原則であること、現在の分納ペースで納付が行われた場合の完納予定日が平成50年5月であり完納まで20年以上の年数が必要なこと、その結果延滞金見込額が本債権の当初金額42,705千円の2倍を超える額に膨らんでしまうことを考えると、毎月10万円の納付額が妥当であるとは言い難い。</p> <p>現在の分納ペースを続けるよりも、残債務の一括納付又は分納額の増額を行った方が延滞金を含めた総支払額が少なくなることから、延滞金試算額の情報提供等を行い、一括納付又は分納額の増額の合意が得られるよう働きかけるべきである。</p> <p>また、納付が滞った場合には差押が行えるよう、決算書に加え税務申告書類を徴し、有形固定資産、保証金等、強制徴収できる資産の把握に努めるべきである。</p>	<p>平成28年4月15日に原因者に対し、分納額の増額の交渉を行い、増額の合意が得られるよう働きかけた。</p> <p>平成14年10月から1回の滞納もなく継続納付しており、現在不動産を差押えているが、不動産以外の財産の調査・差押え方法について確認し、納付が滞った場合には、速やかに差押えを実行することとした。</p>	水辺再生課